

高額療養費の支給申請が 簡素化されます

初回申請以降、指定口座へ自動振込になります。

これまでは 領収書を持参のうえ、窓口での申請が必要でした。



これからは

「**国民健康保険高額療養費支給申請書**」

「**国民健康保険一部負担金支払誓約書・高額療養費に関する同意書**」

これらの申請書を提出することにより、高額療養費支給申請が不要となり、指定口座へ自動振込させていただきます。

申請方法

令和6年6月診療以降、高額療養費に該当した場合、初回のみ「**国民健康保険高額療養費支給申請書**」「**国民健康保険一部負担金支払誓約書・高額療養費に関する同意書**」の2点を送付します。必要事項をご記入のうえ、住民課住民室保険担当まで提出してください。

支給について

初回申請以降の高額療養費については、指定口座への自動振込となります。支給金額や振込日については、「高額療養費支給決定通知書」によりお知らせします。支給がない場合、通知の送付はありません。

簡素化が停止になる場合

次のような場合は、簡素化が停止されます。停止された場合は、これまでと同じように該当月ごとの申請、または、新たに支給簡素化の申請が必要になります。

- ・国民健康保険税に滞納が生じた場合
- ・指定口座が振込不能となった場合
- ・世帯主が変更または死亡した場合
- ・世帯主から申出のあった場合
- ・その他町長が不相当と認めた場合